（記載上の注意）

１．「為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合」は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

⑴　利用者への損失の補償の有無

⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

２．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。

⑴　資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無

⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

３．「送金資金に不足が生じた場合」は、為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該為替取引の履行を確保するための対応（実施するための態勢を含む。）を記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

５．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

（別添７）

９．その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

（記載上の注意）

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第９号の４（第９条の４第１項関係）

［様式を加える。］

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　　所

電話番号（　）　―